



平成26年5月7日

各位

会社名 株式会社スーパーツール  
代表者名 代表取締役社長 吉川 明  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 5 9 9 0 )  
問合せ先 取締役経理部長 平野量夫  
電話番号 072-236-5521

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月6日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、事業の目的事項を追加するものであります。(現行定款第2条)
- (2) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、事業目的の一部を削除するものであります。(現行定款第2条)
- (3) 法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。(現行定款第30条及び31条)

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月6日(金)
定款変更の効力発生日	平成26年6月6日(金)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(6) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(7) <u>損害保険代理業</u></p> <p>(8)～(9) (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 補欠のため就任した監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) <u>各種電気機械器具、通信機械器具、電子応用機械器具、計量器、制御計測機器およびセンサーシステム機器等の仕入および販売</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>(8)～(9) (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 補欠のため就任した監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>